

令和2年9月9日時点

《新型コロナウイルス感染症関係》

徴収猶予の特例制度申請手引き

沖縄県名護市

目 次

- 第1 現行の猶予制度と徴収猶予の特例制度
 - 1 現行の猶予制度
 - 2 新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例
 - 3 この手引の対象

- 第2 徴収猶予の特例の要件等
 - 1 徴収猶予の特例の要件
 - 2 徴収猶予の特例に係る対象税目
 - 3 徴収猶予の特例の対象となる税額
 - 4 徴収猶予の特例となる期間

- 第3 申請手続
 - 1 申請書類の取得方法
 - 2 申請書類
 - 3 提出方法等
 - 4 申請書類の提出期限等
 - 5 申請書類に係る審査に当たっての質問・帳簿書類等の確認

- 第4 審査及び許可等
 - 1 審査期間
 - 2 許可又は不許可の通知
 - 3 不許可の場合の救済措置
 - 4 許可決定通知を受けた場合の取扱い

- 第5 徴収猶予の特例の取消し
 - 1 申請を棄却（却下）する場合
 - 2 許可を取り消す場合

- 第6 申請書類の書き方

- 第7 口座振替をご利用中の方へ

- 第8 Q&A

第1 現行の猶予制度と徴収猶予の特例制度

1 現行の猶予制度

納税者又は特別徴収義務(以下「納税者等」という。)がその納付すべき市税等(市税(個人県民税を含む。)、滞納処分費、延滞金、督促手数料、加算金をいう。以下同じ。)をその納期限までに納付していない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税等を一時に納付することが困難な理由がある場合には、市に申請することにより、財産の換価(取り立てや公売)や差押え等の猶予が認められる場合があります。

猶予については、「徴収の猶予」と「換価の猶予」に分けられ、「徴収の猶予」とは、災害、病気、事業の休廃止などによって市税等を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した市税等を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づき徴収が猶予される制度です。また、「換価の猶予」とは、市税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合に、申請に基づいて財産の換価(公売や取り立て)が猶予される制度です。

2 新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例

現行の猶予制度とは違い、新型コロナウイルス感染症による地域経済の手当をするべく、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され(4月7日、4月20日変更)、地方税においても税制上の措置を講ずることとされるとともに、納税が困難な方への対応として、「現行法令に基づく期限の延長や納付の猶予等も含め、納税緩和措置等が早期に活用されるよう、引き続き、国民からの問合せや相談を待つだけでなく周知広報を積極的に行うとともに、申請や審査の手続を極力簡素化した上、申請者の置かれた事情に配慮して迅速かつ柔軟な対応を行う」とされたところです。

それを受けて、地方税法の改正が行われ、徴収猶予の特例制度が創設されました。この徴収猶予の特例制度では、現行の猶予制度とは違い、延滞金が課せられないことや担保を必要としないこと、申請手続が簡素化されていることが特徴となっています。

3 この手引の対象

この手引では、新型コロナウイルス感染症にかかる徴収猶予の特例制度に基づく申請手続について規定しています。

第2 徴収猶予の特例の要件等

1 徴収猶予の特例の要件

徴収猶予の特例の要件は、次のいずれも満たす必要があります。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- (2) 一時に納税を行うことが困難であること。

2 徴収猶予の特例に係る対象税目

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象です。証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。

そのため、次のものが申請の対象外(猶予の特例制度を利用できない)となります。

固定資産税 4期（納期限が令和3年3月1日）

3 徴収猶予の特例の対象となる税額

納付すべき税額に対して、納付可能となる金額を除いた額が徴収猶予の特例の対象となる税額となります。

$$\boxed{\text{徴収猶予の特例の対象となる税額} = \text{納付すべき税額} - \text{納付可能となる金額}}$$

具体的な金額の算定に当たっては、申請書に必要事項を記入することにより算出されます。

4 徴収猶予の特例となる期間

徴収猶予の特例となる期間は、最長1年となります。1年の範囲で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税等を完納することができるものと認められる期間を猶予する期間とします。

第3 申請手続

1 申請書類の取得方法

申請書類はダウンロード又は郵送若しくはメールによる送付の希望

次のいずれかの方法により、申請書を入手してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため窓口での交付は行っておりません。次のア又はイの方法により取得してください。

ア 市ホームページによるダウンロード

<http://www.city.nago.okinawa.jp/soshiki/shiminbu/zeimu/>

イ 市からのメール又は郵送による送付を希望

市ホームページからダウンロードできない環境にある方は、次に掲げる部署にお問い合わせください。必要書類をメール又は郵送により送付します。

●問い合わせ先

部署名：名護市市民部税務課納税係

連絡先：0980-53-1212（内線 193/323/324）

メールアドレス：nouzei@city.nago.lg.jp

2 申請書類

徴収猶予の特例に係る提出書類は、次のとおりとなります。

(1) 徴収猶予申請書（特）

(2) 添付書類

猶予を受けようとする金額 100 万円以下の場合 財産収支状況書

猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合 財産目録及び収支の明細書

※財産目録等については、市の様式でなくとも内容等確認できる書類であれば代用可

(3) 徴収猶予（特例）申請チェックリスト

3 提出方法等

- (1) 申請書類の提出は、原則郵送、又はe L T A Xによるオンライン申請が可能です。
- (2) 提出の際に記載事項の確認や記載方法への問い合わせに関しても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則電話でお受けしておりますので、来庁されての相談には応じられない場合がございます。あらかじめ御了承ください。

4 申請書類の提出期限等

(1) 申請書の提出期限

- ア 提出期限は、各税目の納期限までです（※）。そのため、次に掲げる日までに申請書を提出していただく必要があります。
- イ 提出期限末日までの消印については有効として取り扱いますが、期限を過ぎて提出された申請書については、特別な理由がない限りは受け付けませんので御注意ください。
- ウ 申請に当たっては、アのとおり納期限までの税目が対象となりますが、納期限前のもの全てを前もって申請できるものではありません。納期限が翌月に到来するものまでが対象となります。

税目	期別	申請書類提出期限
固定資産税	1期	令和2年6月30日まで
	2期	令和2年7月31日まで
	3期	令和2年11月30日まで
市県民税	1期	令和2年6月30日まで
	2期	令和2年8月31日まで
	3期	令和2年11月2日まで
	4期	令和3年2月1日まで
軽自動車税		令和2年6月30日まで

※ 既に納期限が過ぎている令和2年度軽自動車税、令和元年度固定資産税4期、特別徴収(令和2年2月から5月分)について徴収猶予の特例の申請を行いたい方は、令和2年6月30日までに申請していただく必要があります。既に納付済みのものについては、特例の対象とはなりません。

※ 法人市民税は申告、納期限が延長された場合、申告書の提出と猶予申請期限が同時となります

(2) 申請書類の補正

申請書類に誤りがあった場合、内容が不明瞭な場合は補正を求めることがあります。補正の通知を送付した日から補正がされず、20日を経過した場合は申請を取り下げたものとみなすので御注意ください。

補正に時間を要したため、提出期限を超えた場合でも、申請は有効として取り扱います。

5 申請書類に係る審査に当たっての質問・帳簿書類等の確認

徴収の猶予特例に関する制度に当たっては、第1の2に記載のとおり“申請や審査の手続を極力簡素化”することが求められていますが、申請者が適正に申請している

かどうかを審査するために、必要に応じて質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。その確認の求めに応じない場合は、申請を不許可とすることもありますので、必ず質問に回答し、帳簿書類等の求めに応じることができるようにしてください。

調査権限の根拠：国税徴収法第 141 条

第 4 審査及び許可等

1 審査期間

審査期間（標準処理期間）は、約 2 週間を目途としています。その後許可又は不許可の通知を行います。

2 許可又は不許可の通知

審査の結果、許可となった場合は、許可決定通知書を、不許可となった場合は、不許可通知を送付（郵送）します。

3 不許可の場合の救済措置

審査結果に基づき、不許可となった場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。詳しくは、不許可通知書記載の教示文を御確認ください。

4 許可決定通知を受けた場合の取扱い

許可決定により徴収猶予の特例を受けた税目及び税額については、許可を受けた期間内は、延滞金が課せられることはありません。また、督促状や催告状等も発送されません。

第 5 申請の棄却（却下）及び徴収猶予の特例の取消し

1 申請を棄却（却下）する場合

申請者が申請した場合でも、次のいずれかに該当するときは、申請を棄却する場合がありますので御注意ください。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請をしようとしていることが明らかなき。
- (2) 申請者が、猶予の審査をするために職員が行う質問や書類の確認のための検査を拒んだり、妨げたりするとき。
- (3) 明らかに申請の要件に該当しないとき。

2 許可を取り消す場合

徴収猶予の特例の許可を受けた者が、その許可を取り消される場合があります。その要件は、次のとおりとなっていますので御注意ください。

- (1) 偽りその他不正な手段により申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき。
- (2) 申請者について破産手続き等の強制換価手続が開始されたとき
- (3) 法人である申請者が解散したとき。
- (4) 申請者について、市税等の滞納処分の執行停止に該当すると認められるとき。

第 6 申請書類の書き方

申請書類の書き方については、別紙の申請書類の記入例をご確認ください。申請書類をダウンロードされた方は、申請書(エクセルファイル)、徴収猶予の特例申請書(記入例)、徴収猶予の特例申請書(手引)のシートをご確認ください。

第7 口座振替をご利用中の方へ

徴収猶予の特例が許可された税目の口座振替は猶予期間中停止としますが、納期限から7開庁日前以内に申請した税目は口座振替が停止できない場合があります。その場合は、後日還付の対象となります。

猶予申請前に口座振替されたものに関しては、還付の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

第8 Q&A

問1 対象となる方について教えてください。

答1 徴収猶予の特例を受けるには、

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
 - ② 一時に納税を行うことが困難であること
- のいずれも満たす方が対象となります。

- 例えば、納税者からの申請が令和2年4月27日の場合は、①令和2年2月(又は3月)の売上高と平成31年2月(又は3月)の売上高の比較、②申請時点で「一時に納税を行うことが困難」である状況の確認が必要であるため、帳簿等で確認することが求められます。ただし、申請者がその添付すべき書類を提出することが困難である場合には、添付を求めないこととします。その場合、聴取による①収入状況の比較、②財産状況の比較を行い、個別に財産調査を行うなどして確認します。

問2 今回の適用対象となる税はどのようなものですか。

答2 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象です。証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。

そのため、令和3年2月2日以降に納期限となる次の税目については、適用外となります。

固定資産税 4期(納期限が令和3年3月1日のため)

問3 法人市民税の中間納付も対象となりますか。

答3 中間納付についても、上記の期間内に納期限が到来する税は対象となります。

問4 今回の徴収猶予の特例の対象に特別徴収義務者も含まれるのでしょうか。

答4 特別徴収義務者も含まれます。

問5 窓口で申請できますか。

答5 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、原則として郵送での受付とさせていただきます。

問6 窓口で相談に応じていただけますか。

答6 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、原則として、お電話での相談対応とさせていただきます。それでもなお、窓口で直接相談されたい場合は、日時を調整させていただきたいので、お電話でお問い合わせください。

問7 徴収猶予の特例の申請を行う税以外に、滞納している税がある人は、申請ができますか。

答7 今回の特例に関しては、要件を満たせば、他に滞納している税がある人も申請できます。

○ 例えば、令和元年10月31日納期限の税を滞納、令和2年6月30日納期限の税があった場合、徴収猶予の特例は、後者のみ申請が可能であり、前者については申請できませんが、後者の特例の許可決定の際の障害事由にはなりません。

問8 令和2年度分の固定資産税の第4期の納期限が令和3年2月末である場合、第1期から第3期までは今回の特例の対象であり、第4期分だけ特例の対象外という理解でよいでしょうか。

答8 今回の徴収猶予の特例は、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税が対象となりますので、固定資産税4期は対象外となります。

問9 口座振替による納付をしており、徴収猶予の特例が許可されましたが、納期限日に口座振替されていました。納付した税は還付されますか。

答9 徴収猶予の特例が許可された税目の口座振替は猶予期間中停止としますが、納期限から7開庁日前以内に申請した税目は口座振替の停止に間に合わない場合があります。その場合は、後日還付の対象となります。

申請前に口座振替されたものに関しては、還付の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。